

令和 3 年

東部知多衛生組合議会
第 1 回定例会会議録

令和 3 年 2 月 10 日（水）開会

令和 3 年 2 月 10 日（水）閉会

東部知多衛生組合

令和3年東部知多衛生組合議会第1回定例会会議録

令和3年東部知多衛生組合議会第1回定例会は、令和3年2月10日東部知多クリーンセンター議場に招集された。

1 応招議員

1番 山本正和	2番 木下久子	3番 加古 守
4番 毛受明宏	5番 伊藤 洋	
7番 山下享司	8番 前田明弘	9番 向山恭憲
10番 瀧塚政明	11番 大村文俊	12番 山本恭久

2 不応招議員

6番 近藤千鶴

3 出席議員

応招議員と同じ

4 欠席議員

不応招議員と同じ

5 開閉の日時

令和3年2月10日（水）午前10時00分 開会

令和3年2月10日（水）午前10時57分 閉会

6 地方自治法第121条の規定により会議に説明のため出席した者

管理者 岡村秀人	副管理者 小浮正典	副管理者 神谷明彦
副管理者 竹内啓二	副管理者 山内健次	会計管理者 久野信親
事務局長 宇治田昌弘	総務課長 加藤博之	業務課長 久野尚志
主幹 矢野昭裕	総務課長補佐 浅田貴志	業務課長補佐 堀田正尊
庶務係長 石咲美佳		

7 職務のため議場に出席した者

書記 宇治田昌弘 書記 加藤博之 書記 浅田貴志

8 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3 諸報告	例月出納検査報告について 定期監査報告について
日程第4 議案第1号	東部知多衛生組合公告式条例の一部改正について

日程第 5	議案第 2 号	東部知多衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 3 号	令和 2 年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 7	議案第 4 号	令和 3 年度東部知多衛生組合一般会計予算

○議長（山本正和）

皆さん、おはようございます。令和 2 年度も残すところ 1 か月余りとなり、各市町におかれましては、3 月定例会を間近に控え何かとお忙しい中、組合議会にお集まりいただき誠にありがとうございます。

会議に先立ちましてご報告をさせていただきます。管理者から全員協議会の開催要望があり、先ほどの議会運営委員会に諮りまして、開催の了解をいただきました。定例会終了後、全員協議会を開催しますので、よろしくお願ひします。

これより議事に入ります。豊明市の近藤千鶴議員からは、欠席の届け出がありましたので、お願ひいたします。ただいまの出席議員は 11 名で、定足数に達しております。

よって令和 3 年東部知多衛生組合議会第 1 回定例会は成立しますので開会します。

なお、地方自治法第 121 条の規定により、管理者以下、組合関係職員に出席を求めましたので、ご報告します。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表により進めてまいりますので、よろしくお願ひします。ここで、管理者からご挨拶を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

皆さん、おはようございます。本日は、大変お忙しい中、令和 3 年東部知多衛生組合議会第 1 回定例会にご参集賜りまして、誠にありがとうございます。本、定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、日頃から環境行政に深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

新型コロナウィルスにつきましては、瞬く間に全世界に蔓延し、未曾有の被害を引き起こし、収束に向けて、まだ先の見えない状況となっております。愛知県におきましても、緊急事態宣言が来月 7 日まで延長されておりまして、一刻も早く収束できるように、市民の皆様と一緒にになって取り組んでまいりたいと考えております。

さて、組合事業といたしましては、4 か年の継続事業であります、マテリアルリサイクル推進施設建設事業が最終年度となります。旧ごみ処理施設の解体は終了しましたので、新年度は、スラグストックヤードの建設、外構工事となり事業の完了を迎えます。

組合議員の皆様方には、今後ともご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、本日の定例会には 4 件の議案をご提案申し上げております。

また、定例会終了後には、全員協議会を開催させていただき、「令和 3 年度から 5 年度までの実施計画」のご報告をさせていただきます。

議案等の内容は、順次ご説明させていただきますが、慎重審査の上、お認め賜りますよう、お願ひ申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本正和）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により議長において、3番加古守議員及び11番大村文俊議員を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

おはかりいたします。

本、定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本、定例会の会期は、本日1日と決定しました。

日程第3、「諸報告」を行います。私からご報告申し上げます。

過日、監査委員から議長宛てに、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和2年7月分から12月分の例月出納検査の報告が、また、地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の報告がそれぞれ提出されましたので、お手元にそれぞれの報告書の写しを配布しておりますので、お願ひします。

日程第4、議案第1号「東部知多衛生組合公告式条例の一部改正について」を議題とします。提出者から提案理由の説明を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

それでは、議案第1号「東部知多衛生組合公告式条例の一部改正について」の提案理由のご説明を申し上げます。

提案理由は、事務の簡素化及び効率化の観点から、公告式事務の見直しを図るため、条例を改正するものでございます。

内容の詳細につきましては、事務局長が説明しますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本正和）

事務局長。

○事務局長（宇治田昌弘）

それでは、議案第1号「東部知多衛生組合公告式条例の一部改正について」、ご説明いたします。議案、裏面の関係参考資料及び新旧対照表をご覧ください。

本議案は、事務の簡素化及び効率化の観点から、公告式事務の見直しを図るため、条例の一部を改正するものでございます。

第3条の改正は、これまで規則の公布は、条例の公布の規定を準用し、署名を必要としていましたが、管理者名の記入により公布できるよう簡素化するものでございます。

次に、第4条の改正は、規則を除く組合管理者の定める規程の公表の際に必要としていた、管理者印の押印を不要とし、事務の効率化を図るものでございます。

次に、第5条の改正は、その他の規則や規程の公表の際も、押印を不要とし、事務の効率化を図るものでございます。施行期日は、公布の日からとするものでございます。

以上で、議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（山本正和）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これにて討論を終結します。

議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

議案第1号「東部知多衛生組合公告式条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5、議案第2号「東部知多衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。提出者から提案理由の説明を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

議案第2号「東部知多衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の提案理由のご説明を申し上げます。

提案理由は、特別職の職員で非常勤のものの報酬について、職責及び職務の内容を考慮し、報酬額の見直し等のため、条例を改正するものであります。

内容の詳細につきましては、事務局長が説明しますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本正和）

事務局長。

○事務局長（宇治田昌弘）

それでは、議案第2号「東部知多衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、ご説明いたします。議案、関係参考資料及び新旧対照表をご覧ください。

本議案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬について、職責及び職務の内容を考慮し、報酬額の見直し等のため、条例の一部を改正するものであります。

別表（第2条関係）におきまして、情報公開・個人情報保護審議会及び行政不服審査会の区分及び報酬の額を改正するものです。

これまで、それぞれ「委員日額7,500円」としていましたが、職責及び職務の内容を考慮し、委員を会長と委員に分け、報酬額も「会長は日額7,500円」、「委員は日額6,000円」とするものでございます。

また、備考の追加としまして、情報公開・個人情報保護審議会と行政不服審査会が同一の日に開催され、当該委員を兼ねる者がいずれの会議にも出席した場合、報酬は重複して支給しない。この場合において、報酬の額が異なるときは、いずれか高い額を支給することとします。

附則としまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。以上で、議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（山本正和）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これにて討論を終結します。

議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

議案第2号「東部知多衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6、議案第3号「令和2年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。提出者から提案理由の説明を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

議案第3号「令和2年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第1号）」の提案理由のご説明を申し上げます。提案理由は、地方自治法第218条第1項の規定に基づきまして、補正予算を調整し議会に提出するものです。

議案の第1条第1項にございますように、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、5,600万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億3,492万2千円とするものです。

内容の詳細につきましては、事務局長が説明しますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本正和）

事務局長。

○事務局長（宇治田昌弘）

それでは、議案第3号「令和2年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第1号）」の内容を説明させていただきます。議案の表紙をご覧ください。

第1条第1項、今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,600万8千円を減額し、予算総額を22億3,492万2千円とする減額補正です。

第2条地方債の補正は、建設事業費の起債の事業区分の変更により充当率が変わったため減額となっております。7ページをご覧ください。歳入から事項別に説明させていただきます。

1款1目負担金は、7,829万5千円、率にして5.6パーセントの減額です。この減額の主な要因は、歳入では使用料及び手数料、財産収入、繰越金、諸収入及び組合債の整理による減額。歳出では2款総務費から5款公債費までの契約残の整理等の補正減によるものです。

また、構成市町ごとの負担金の減額につきましては、説明欄のとおりです。

なお、全体の補正率、マイナス5.6パーセントに対して、市町ごとの補正率が異なります。これは、負担金については、大きく分けて、し尿、ごみ、プールの3区分、更に各区分内の様々な計算の積み上げからなっており、加えてプールについては経費の2分の1を大府市と東浦町が負担することとなっていることによるものです。

2款3目温水プール使用料は、1,495万8千円の減額で、新型コロナウイルスの影響により、休館及び入場者数を制限したことによるものです。

4款1項1目財産貸付収入は、17万2千円の減額で、マテリアルリサイクル推進施設建設事業の関係で、用地が必要になったため、貸している用地の一部の返却を受けたことによるものです。

次に8ページの4款2項1目生産品売払収入は、不燃ごみ処理施設から回収される鉄とアルミの売払収入で、鉄の機械選別の売却単価の値上りと、鉄の手選別の売却量の増加により100万円の増額となっております。

5款1目繰越金は、5,421万4千円の増額で、令和元年度決算の結果によるものです。昨年と同様に大きな数値となっておりますが、歳入では、クリーンセンター施設使用料及びエコリの発電電力売払収入によるもの。歳出では、3施設の需用費の不用額が主な要因です。

6款1目雑入は、2,190万3千円の増額で、可燃ごみ処理施設発電電力売払収入で、発電量を当初、12,729メガワットアワーと見込みましたが、1,595メガワットアワー、13パーセントほど上回ったため増額するものです。

7款1目組合債は、3,970万円の減額です。マテリアルリサイクル推進施設建設事業債で、交付金対象内の充当率に変更があったため減額するものです。

次に、歳出、9ページをご覧ください。2款1目一般管理費は、22万円の減額です。これは、報償費で、各市町の小学4年生を対象とした環境衛生週間ポスターの募集を実施しなかったため減額するものです。

3款1項1目浄化センター管理費は、716万4千円の減額です。委託料468万4千円の減額は、5件の契約残によるものです。使用料及び賃借料30万円の減額は、下水道使用量が見込みを下回ったことによるものです。工事請負費204万8千円の減額は、5件の契約残によるものです。

10ページをご覧ください。2目クリーンセンター管理費は、3,315万7千円の減額です。需用費1,930万円の減額は、燃料費の減額と、電気使用量が見込みを下回ったため光熱水費を減額するものです。

委託料511万2千円の減額は、9件の契約残によるものです。工事請負費730万4千円の減額は、4件の契約残によるものです。公課費127万4千円の減額は、汚染負荷量賦課で、新施設になり、賦課金の算出方法が変わったため減額するものです。

11ページをご覧ください。3目洲崎最終処分場管理費は、11万8千円の減額で、委託料2件の契約残によるものです。

次に4目大東最終処分場管理費は、32万3千円の減額で、委託料1件及び工事請負費1件の契約残によるものです。

2項1目温水プール管理費は、1,232万6千円の減額です。需用費801万2千円の減額は、プール水の管理に要する薬品等の使用量が減った消耗品費の減額と、電気及び水道の使用量が見込みを下回った光熱水費を減額するものです。

委託料132万8千円の減額は、2件の契約残によるものと、温水プール管理業務委託で、6月から制限を設けて開館しておりましたが、4月、5月は新型コロナの関係で休館しました。その間、再開に向けて水質の管理や掃除など人数を減らしての委託をしていました。委託先と協議しましたところ、80万円ほどの契約変更で同意を得られたことによる減額です。

使用料及び賃借料298万6千円の減額は、用地借上料で、住友重機械工業株式会社か

ら借りている駐車場用地の、車30台分の用地を返却したための減額と、下水道使用量が見込みを下回ったための減額です。

12ページをご覧ください。4款事業費1目マテリアルリサイクル推進施設建設事業費は補正額はございませんが、特定財源の地方債の額が減額になっています。

5款公債費2目利子270万円の減額は、令和元年度借り入れ分のマテリアルリサイクル推進施設建設事業債に係る償還利子で、財務省の借入利率を、0.5パーセントと見込んでいたものが、0.2パーセントと見込みを下回ったための減額と、令和元年度借り入れ分の余熱利用施設整備事業債に係る地方公共団体金融機関分の償還利子で、借入利率を0.5パーセントと見込んでいたものが、0.3パーセントと見込みを下回ったための減額。

同じく、余熱利用施設整備事業債に係る市中銀行分の償還利子で、借入利率を1.0パーセントと見込んでいたものが、0.55パーセントと見込みを下回ったための減額です。

13ページ以降は、継続費及び地方債に関する調書ですので、お目通しをお願いしたいと思います。

また、参考資料といたしまして、令和2年度補正予算の概要及び負担金明細表を配布してございますのでよろしくお願いいたします。

以上で、議案第3号、「令和2年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第1号）」の説明を終ります。

○議長（山本正和）

これより質疑に入ります。質問等がございましたら、ページ数を指摘のうえ発言をお願いします。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結します。

議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の举手を求めます。

確認しました。举手全員です。

議案第3号「令和2年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7、議案第4号「令和3年度東部知多衛生組合一般会計予算」を議題とします。提出者から提案理由の説明を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

議案第4号「令和3年度東部知多衛生組合一般会計予算」の提案理由のご説明を申し上げます。

提案理由は、地方自治法第211条の規定に基づきまして、予算を調整し、議会に提出するものです。

議案の第1条第1項にございますように、令和3年度予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、23億3,421万円とするものです。各施設の年間を通して安定した運転管理を図り、効率的且つ効果的に事業全体が実施できるように歳出全般を精査し、予

算編成をしております。

内容の詳細につきましては、事務局長が説明しますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本正和）

事務局長。

○事務局長（宇治田昌弘）

それでは、議案第4号「令和3年度東部知多衛生組合一般会計予算」の内容を説明させていただきます。議案をご覧下さい。

第1条第1項に定める、令和3年度当初予算の総額は、管理者からの提案説明にございましたとおり23億3,421万円です。令和2年度当初予算との比較、前年度比は4,328万円の増額、率にして1.9パーセントの増となります。

増額となりました主な理由は、公債費で、平成27年度から4か年の継続事業として実施しました、ごみ処理施設建設事業の平成29年度、30年度借入れ分の元金償還によるものです。

次に、予算書3ページをご覧ください。第2表「地方債」は、マテリアルリサイクル推進施設建設事業に係る地方債で、借入限度額を1億7,040万円とし、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものです。事業の内容につきましては、後ほど事項別明細で申し上げます。

続きまして7ページ、歳入からご説明申し上げます。1款1目負担金16億7,706万円は、前年度比較2億9,021万円、20.9パーセントの増額です。この要因は、先程申し上げました、公債費の増額によるものです。

また、構成市町の負担金額は、説明欄に記載のとおりであります。構成比率は、大府市38.7パーセント、豊明市26.6パーセント、東浦町21.9パーセント、阿久比町12.8パーセントとなっております。各市町の増減率や構成率が一致した数値、傾向にならないことは、補正予算の説明で申し上げたとおりでございます。

次に、2款の中段、2目クリーンセンター使用料2億2,600万4千円は、前年度比1,000万円、4.2パーセントの減額です。内、説明欄1行目クリーンセンター施設使用料2億2,600万円は、有料ごみの年間搬入量を、家庭系ごみが年間2,300トン、事業系ごみが年間9,000トン、総計11,300トンと見込みました。

3目温水プール施設使用料は、580万7千円。前年度に比べ1,355万9千円、70.0パーセントと大幅な減額です。これにつきましては、令和2年度より新型コロナウイルスの影響で、入場者数を制限しており、年間入場者数を大人14,800人、子供を4,440人と見込んでおります。

次に8ページをご覧ください。3款1目国庫補助金、6,106万1千円は、マテリアルリサイクル推進施設整備費に係る廃棄物処理施設整備交付金で、補助率は対象事業費の3分の1となっております。

次に、4款1項1目財産貸付収入423万8千円は、葭野最終処分場跡地を駐車場用地として、住友重機械工業株式会社に貸し付けることによる収入で、前年度比60万2千円、12.4パーセントの減額なっております。これにつきましては、エコリの日影の影響により、敷地内に緩衝地帯として緑地が必要になりましたので、貸付面積を9,008.34平方メートルから7,874.17平方メートルに減らしました。

その下、2項1目生産品売扱収入192万5千円は、不燃ごみ処理施設から回収される鉄700トン、アルミ30トンの売扱収入です。売却価格の値下がりにより、前年度比20万8千円、9.8パーセントの減額となっています。

また、令和元年度から始まりました、スラグの売扱いが年間3,700トンで40万7千円、メタルが年間530トンで5万8千円余の収入を見込んでおります。

次に、5款1目 繰越金1千万円は、前年度と同額です。

9ページをご覧ください。6款2項1目雑入1億7,739万3千円は、前年度比1,093万4千円、6.6パーセントの増額となっています。これは、説明欄の下から4行目の可燃ごみ処理施設の発電電力売扱収入によるものです。

10ページをご覧ください。7款1目組合債1億7,040万円は、前年度比2億6,840万円、61.2パーセントの減額です。令和3年度が事業の最終年度となります、マテリアルリサイクル推進施設建設事業債で、既存のごみ焼却施設解体工事、スラグストックヤード等整備工事及び施工監理業務委託に係る地方債の借入れです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。11ページをご覧ください。

1款議会費49万9千円は、前年度と同額です。主なものは1節報酬46万8千円で、12名分の議員報酬です。

次に、2款総務費1目一般管理費5,902万3千円は、前年度比2万4千円の増額です。1節報酬6万4千円は、前年度比1万2千円の減額です。この減額につきましては、先程、議案第2号「東部知多衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」でお認めいただきましたことによる減額です。

2節給料から4節共済費までは、庶務担当職員4名分の人物費です。7節報償費23万2千円は、小学4年生を対象とした環境衛生週間のポスターの応募に係る参加賞代です。

次に、12ページをご覧ください。12節委託料273万2千円は、健康診断委託料を始め6件の委託料です。13節使用料及び賃借料245万1千円の主なものは、財務会計システム、ノートパソコンなど長期継続契約で借上げている事務機器借上料です。

18節負担金、補助及び交付金1,600万4千円の主なものは、退職手当組合負担金及び派遣職員負担金です。

13ページをご覧下さい。2項1目監査委員費11万8千円は、監査委員2名分の報酬で、前年度と同額です。

次に、3款衛生費1目浄化センター管理費2億688万6千円は、前年度比2,049万5千円、9.0パーセントの減額です。主な要因は、委託料及び工事請負費によるものです。

1節報酬から14ページの4節共済費までは、浄化センター職員3名分の人物費です。昨年度まで再任用職員だった1名が、令和3年度は会計年度任用職員になりますので減額しました。

10節需用費5,396万7千円は、前年度比103万4千円、2.0パーセントの増額です。消耗品費1,606万9千円は、主に処理薬剤と機械部品の購入費です。光熱水費3,148万8千円は、主に電気使用料です。

修繕料628万4千円は、機械設備の修繕でプロワ補修を始め4件と2トンダンプ等の車両修繕です。その下の、医薬材料費ですが、令和3年度から、新型コロナの対策費として、消毒液等を購入します。この医薬材料費につきましては、浄化センターを始め、クリ

ーンセンター及び温水プールとそれぞれの施設の需用費に新規で計上しております。

12節委託料4, 645万4千円は、施設の維持管理、機械設備点検といった定例的な委託15件で、前年度比642万9千円、12.2パーセントの減額です。減額の要因は、昨年度、新規で実施しました脱臭洗浄塔清掃委託料と、し尿処理施設精密機能検査委託料の完了によるものです。

主な委託業務は、15ページに移っていただきまして、説明欄1行目、処理水槽清掃委託料389万4千円と、説明欄の下から3行目の浄化センター運転管理委託料3,478万2千円です。

14節工事請負費8, 343万5千円は、施設内の処理設備の安定運転のために行う、破碎機補修工事始め7件の機械設備工事で、前年度比1,428万9千円、14.6パーセントの減額です。説明欄の下から3行目、処理棟外壁補修工事以下3件の工事は、新規事業ですが、減額の要因は、昨年度、実施しました、第1反応槽曝気装置補修工事、中濃度臭気ファン更新工事、汚泥貯留槽防食工事、脱水汚泥コンベア更新工事、計量機補修工事5件の完了によるものです。

16ページをご覧ください。2目クリーンセンター管理費11億9, 276万2千円は、前年度比3, 665万5千円、3.0パーセントの減額です。主な要因は、需用費及び工事請負費によるものです。

1節報酬から、4節共済費までは、クリーンセンター職員6名分の人物費です。

17ページ、10節需用費2億9, 983万6千円は、前年度比200万1千円、0.7パーセントの減額です。消耗品費1億2, 849万9千円は、主に処理薬剤と機械部品類によるもので、建設時の予備品の在庫が無くなつたため、熱電対等を新たに購入することにより455万3千円増額しますが、燃料費、光热水費、修繕料の減により減額となりました。

12節委託料7億3, 536万9千円は、施設の運転管理と定期的に実施しております機械設備点検など25件の委託業務で、前年度比9, 087万2千円、14.1パーセントの増額です。

主な委託業務は、18ページに移っていただきまして、説明欄の下から5行目、不燃ごみ処理施設運転管理委託料7, 535万円は、全国的にも問題となっております、リチウム電池等による施設の災害を事前に防止するため、ごみ選別作業を増員するものです。

その下の、定期点検整備業務委託料、3億1, 966万円は、可燃ごみ処理施設の安定運転のために定期点検整備をするもので、エコリの稼働が3年目となり、整備項目が増えたことにより増額するものです。

一番下の長期包括業務導入アドバイザリー業務委託料、495万円は、新規事業で可燃ごみ処理施設の運転・維持管理に民間事業者の創意工夫やノウハウを活用し、効率的・効果的に運営できるよう複数の業務や施設管理を包括的に業務委託するための導入アドバイザリー業務として、基礎調査、経済的な検討、契約締結の支援を行うものです。

14節工事請負費9, 502万9千円は、前年度比1億2, 933万8千円、57.6パーセントと大幅な減額となっております。説明欄の4件はすべて新規事業ですが、減額の要因は、昨年度、実施しました、金属プレス補修工事、不燃ごみクレーン更新工事、不燃ごみ処理施設受電設備更新工事、不燃ごみ搬出コンベア改造工事、粗大破碎可燃物搬出装置補修工事5件の完了によるものです。

19ページをご覧下さい。17節備品購入費693万円は、破碎不燃物を大東最終処分場へ、破碎可燃物をエコリのごみピットへ運搬しておりますダンプが老朽化したことにより、新たに3トンダンプを購入するものです。

3目洲崎最終処分場管理費470万3千円は、前年度と同額です。内容につきましては、前年度と変わりございません。

4目大東最終処分場管理費1, 180万2千円は、前年度比683万1千円、36.7パーセントの減額です。主な要因は、工事請負費によるものです。

20ページをご覧ください。12節委託料621万2千円は、除草作業委託始め8件で、前年度比1万6千円、0.3パーセントの増額です。14節工事請負費121万円は、前年度比668万8千円、84.7パーセントの減額です。

主な要因は、高度処理装置補修工事の工事内容の変更による減額と、前年度、新規で実施した給水ユニット設備設置工事が完了したことによるものです。

続きまして、2項1目温水プール管理費8, 941万6千円は、前年度比6千円の増で、事業内容等、大きな変更はございません。

2節給料から4節共済費までは、再任用職員1名分の入件費です。

10節需用費2, 380万3千円は、前年度比2万6千円、0.1パーセントの増額で、プールの水質の管理に要する薬剤等の消耗品費と、電気・水道による光熱水費が主なものです。

21ページ、12節委託料5, 352万2千円は、前年度比7万4千円、0.1パーセントの減額で、プール日常清掃委託始め13件です。

22ページをご覧ください。13節使用料及び賃借料664万9千円は、プール利用者の車両駐車場として、住友重機械工業株式会社に貸りております用地借上料と下水道使用料です。

14節工事請負費189万円は、定期補修工事である第1種圧力容器補修工事1件で前年度と同額です。

4款事業費1目マテリアルリサイクル推進施設建設事業費、2億7, 640万円は、前年度比2億1, 578万円、43.8パーセントの減額です。

事業費につきましては、4か年の継続事業として実施しております、マテリアルリサイクル推進施設建設事業に係る委託料と工事請負費の最終年度によるものです。前年度で既存施設の解体工事は終了しておりますので、令和3年度はスラグストックヤード等の整備をし、令和4年度供用開始を目標に事業進捗を図るものです。

12節委託料705万1千円は、前年度比15万7千円、2.2パーセントの減額です。これは、マテリアルリサイクル推進施設工事施工監理業務委託料の年割額の割合によるものです。

23ページ、14節工事請負費2億5, 695万4千円は、前年度比2億1, 544万5千円、45.6パーセントの減額です。これは、マテリアルリサイクル推進施設建設工事の年割額の割合によるものです。

18節負担金、補助及び交付金1, 200万円は、前年度と同額です。これは、派遣職員負担金で、派遣職員1名分です。

なお、この建設工事につきましては、令和3年度一般会計予算の概要、4ページ目に事業の概要と財源内訳を載せてございますので、お目通しをお願いします。

次に、5款公債費1目元金4億6,445万8千円は、前年度比3億2,448万8千円、231.8パーセントの増額となっています。

ごみ処理施設用地取得債、最終処分場建設事業債及びごみ処理施設建設事業債に加え、平成29年度及び平成30年度に借入れたごみ処理施設建設事業債に係る元金償還が始まるため増額となっております。

2目利子1,814万3千円は、前年度比146万5千円、7.5パーセントの減額となっています。

ごみ処理施設用地取得債、最終処分場建設事業債、ごみ処理施設建設事業債、マテリアルリサイクル施設建設事業債及び余熱利用施設整備事業債に係る利子の償還金です。

令和2年度に借入れるマテリアルリサイクル施設建設事業債に係る利子の償還により増額しますが、令和元年度借入の利子償還額が当初の利率よりも低くなつたため、全体では減額となっております。

24ページをご覧ください。6款予備費1千万円は、前年度と同額です。

なお、25ページ以降は、給与費明細書、継続費調書及び地方債残高調書となっておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

また、参考資料といたしまして、令和3年度当初予算の概要と市町負担金明細表などを配付してございますので、よろしくお願いいたします。以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（山本正和）

これより質疑に入ります。質問等がございましたら、ページ数を指摘のうえ発言をお願いします。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結します。

○議長（山本正和）

事務局長。

○事務局長（宇治田昌弘）

大変失礼いたしました。一部ご説明内容に誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

3款2項1目の温水プール管理費でございます。20ページです。2項1目温水プール管理費8,941万6千円、これをですね前年度比、6千円の増とご説明しましたが、誤りでございまして、6千円の減でございます。お詫びして訂正いたします。

○議長（山本正和）

それでは、一度戻って、これより質疑に入ります。質問等がございましたら、ページ数を指摘のうえ発言をお願いします。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これにて討論を終結します。

議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

議案第4号「令和3年度東部知多衛生組合一般会計予算」は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、定例会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。ここで、管理者から閉会のご挨拶を願います。管理者。

○管理者（岡村秀人）

令和3年東部知多衛生組合議会第1回定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日提出しました案件につきまして、全てお認めいただき厚くお礼を申し上げる次第でございます。

議員の皆様方におかれましては、東部知多衛生組合の事業推進のために、一層のご指導とご協力を賜りますことと共に、感染予防に細心の注意を払い、ご健康でお過ごしくださるようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（山本正和）

これをもちまして、令和3年東部知多衛生組合議会第1回定例会を閉会します。

（閉会）

この会議録は書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため地方自治法第123条
第2項の規定によりここに署名する。

東部知多衛生組合議会議長 山本正和

3番議員 加古守

11番議員 大村文俊